

むつ市景観まちづくりアクションプラン

事業期間：2025～2029

～太陽光発電施設と景観の保全～

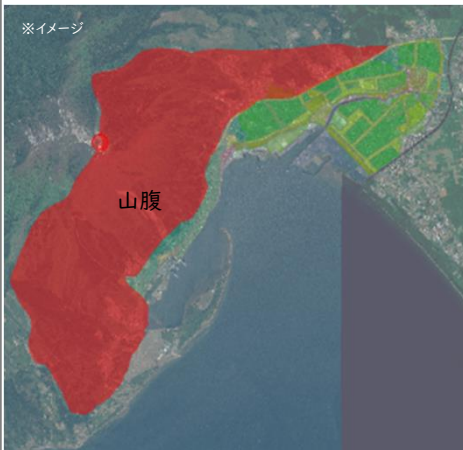
むつ市の景観



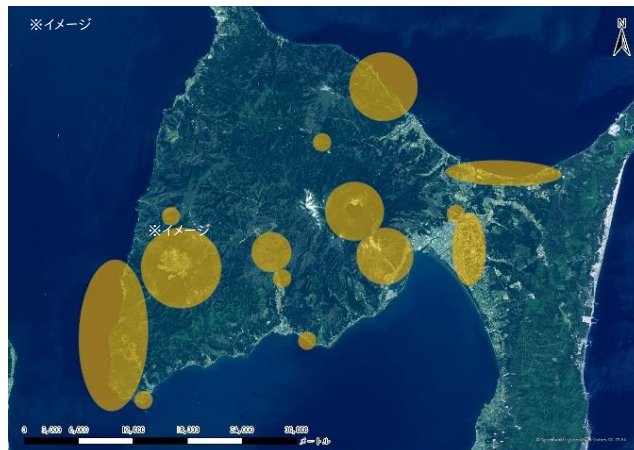
むつ市の景観の特徴と景観の保全に係る課題

釜臥山の景観や、下北の観光地としての特徴を捉える沿道からの景観の保全は重要です。こうしたなか、近年、大規模な太陽光発電施設の設置が地域の景観を大きく変容させた事例が全国各地で発生し、太陽光発電と景観との調和が課題となっているところではあります。

そこでむつ市では、釜臥山の雄大な景色の保全と、ジオパーク周辺、そして観光で使われる国道や下北半島縦貫道路、大湊線からの景観保全のために、本アクションプランを作成し、太陽光発電設置と景観の保全に関するむつ市の方針を定めることとします。



釜臥山の頂上から用途地域までを山腹とし、設置がふさわしくないエリアとします。



ジオパークを構成するエリア及び観光地から1kmの範囲は設置がふさわしくないエリアとします。

景観保全の方針

【大規模な太陽光発電施設】

むつ市における景観形成にあたって、設置面積3,000㎡以上の大規模な太陽光発電施設の設置について、地域との共生のための景観保全の方針を定めます。

【釜臥山の景観】

釜臥山の雄大な景観を保全するため、釜臥山の山腹から用途地域までの範囲を設置がふさわしくないエリアとします。

【ジオパーク・観光地の景観】

ジオパークを形成する特徴的なエリア及び観光地から1kmの範囲を、設置がふさわしくないエリアとします。

○ジオエリア

恐山、薬研、ちぢり浜、鯛島、野平、川内、焼山崎、北部海岸、田名部平野、田野沢、大湊

○観光地

早掛沼公園、北の防人大湊、川内大滝、薬研溪流、釜臥山展望台

【住居地の保全】

住宅地周辺の日常の景観を守るため、都市計画用途地域の住居地域を設置がふさわしくないエリアとします。

○住居地域…第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

※住居地域から100mの範囲も設置がふさわしくないエリアとします。

【沿道区域の景観】

国道279号と国道338号及び下北半島縦貫道路においては、道路端から100mの範囲を「沿道景観形成区域」とし、ここに太陽光発電施設を設置する場合は景観に調和したデザインの塀の設置や既存の樹木を活用するなどして配慮する必要があります。

※塗装していない鉄板で囲んだ塀は景観に配慮したものとなりません。

【沿線区域の景観】

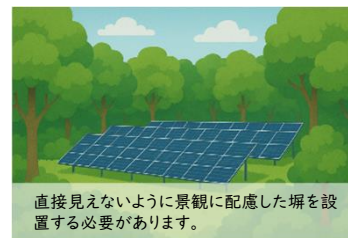
JR大湊線の駅及び線路の端から100mの範囲を「観光景観保全区域」とし、既存の地形及び樹木を保存するエリアとします。やむを得ず設置する場合は電車の車窓から直接見えないように、景観に調和したデザインの塀の設置や既存の樹木を活用するなどして配慮する必要があります。

※塗装していない鉄板で囲んだ塀は景観に配慮したものとなりません。

設置がふさわしくないエリアでの大規模行為届出について

事業者が1,000㎡以上の太陽光発電施設を設置する場合、むつ市景観条例に基づき着工予定日の30日前までに大規模行為届出を提出する必要がありますが、設置がふさわしくないエリアへの太陽光発電施設の設置は、市の大規模行為景観形成基準に適合していないとして判断します。

沿道景観形成区域及び観光景観保全区域に太陽光発電施設を設置する場合は道路を走る車から直接見えないように景観に調和したデザインの塀を設置するか既存の樹木を活用するなど配慮する必要があります。



直接見えないように景観に配慮した塀を設置する必要があります。



太陽光発電施設が見える高さの塀は景観に配慮したものとなりません。



景観と調和しない色彩やデザインの塀は景観に配慮したものとなりません。